

## **第6章 地域共生社会の実現に向けて**

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進

「地域共生社会」とは、「支え手」「受け手」が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会を共に創っていくということです。

厚生労働省は、この推進に向けて社会福祉法を改正し（平成 29 年 6 月 2 日公布）、「公的支援を『縦割りの』から『丸ごと』へ」「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む」ことをめざし、平成 30 年 4 月 1 日に施行します。

これにより、地域福祉計画に「地域共生社会」実現のために新たに盛り込むべき事項が追加されました。

### ■地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項■

改正後：社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 第 106 条の 3 の包括的な支援体制の整備に関する事項

#### 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

現在、高齢者・障がいのある人・児童などの対象者ごとに策定されている個別の計画・制度では解決困難な、いわゆる制度のはざまや複合的な課題を抱える世帯が問題とされています。この対応策として、各計画を「縦系」とすれば、地域福祉計画には、各分野を横断しつなぎ合わせる「横系」としての役割を持たせることになりました。各計画に共通する事項が地域福祉計画に位置づけられ、以下がその例として挙げられます。

- ① さまざまな課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外のさまざまな分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など）との連携に関する事項
- ② 高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用
- ⑬ 地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金などの取り組みの推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
- ⑯ 全庁的な体制整備

## 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

## 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

## 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※第2項～第4項については、従来の地域福祉計画にすでに盛り込まれている事項

## 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

社会的孤立、制度のはざま、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことをめざしていく必要があります。すなわち、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制の整備が求められています。そのためには、専門職による多職種間の連携や地域住民などとの協働が重要となり、次に挙げる体制の整備を進めることになります。

- ① 住民が「我が事」として地域課題をとらえ、その解決に主体的に取り組む環境の整備
- ② ①の活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、および地域生活課題の早期発見
- ③ ②では解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

以上の改正内容を踏まえると、本計画の重要性はさらに増すと考えられ、これからの「地域共生社会」実現のため、より具体的な方向性が示されたといえます。

計画推進に向けての具体的な取り組みは、福祉分野に限らずさまざまな分野との協議と連携による検討が必要です。今後の計画期間において、新たな視点での取り組みへの着手が求められることになります。